

食中毒注意報の発令について

令和8年（2026年）7月1日午前11時、食中毒注意報発令

暑い日が続くこの時期は、不適切な食品の取扱いによる食中毒発生が危惧されます。このため、県では、注意報を発令し、県民へ注意を呼びかけるとともに、飲食店、集団給食施設、食品関係施設に対し、食品取扱い上の注意等の周知徹底を図ります。

〔食中毒注意報とは〕

熊本県食中毒注意報等発令要領（別添のとおり）に基づき、熊本地方気象台の気象観測データ等により発令します。

※今年度は、要領の第4（1）ア（イ）に該当。

〔広報事項〕

1 食品衛生のルールを守りましょう。

- (1) 食中毒防止の3原則は、細菌を①つけない、②増やさない、③やっつける、です。
- (2) 調理する人は、調理前や汚染があった都度、必ずよく手を洗いましょう。
- (3) 調理場は整理・整頓し、清潔な服装で調理に従事しましょう。
- (4) 新鮮な原材料を用い、適切に温度管理しましょう。
- (5) 包丁、まな板などの調理器具やふきんを清潔にしましょう。
- (6) ゴキブリ、ハエ、ネズミの駆除を徹底しましょう。
- (7) 調理は迅速に、作り置きはしないようにしましょう。
- (8) 冷蔵庫の過信は禁物です。詰めすぎず、庫内温度は常に10℃以下に保つようにしましょう。

2 家庭においては、特に次のことに注意してください。

- (1) 加熱する食品は中心部まで十分火を通しましょう。
- (2) 冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- (3) 調理した食品は早く食べ、室温で長時間放置した場合は思い切って捨てましょう。
- (4) 行楽時には、食べ物（弁当など）を前日から作り置きしたり、車の中や直射日光の当たる場所に長時間置いたりしないようにしましょう。
- (5) 手に切り傷のある人は、手袋をするなどして、おにぎり等の食品に直接手で触れないようにしましょう。

3 熱中症にも注意しましょう。

気温が著しく高くなることで、熱中症による健康被害が生じる危険性も高くなります。暑さ指数や熱中症警戒アラート等を確認するなど、熱中症にも注意しましょう。

〔発令解除〕

本注意報は、10月1日（午前0時）に自動的に解除されます。

〔熊本県の食中毒の発生状況（熊本市を含む）〕

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・ 本年現在までの食中毒発生件数（患者数） | 6件（162人） |
| ・ 昨年同期の発生件数（患者数） | 7件（117人） |
| ・ 昨年の年間発生件数（患者数） | 12件（226人） |

令和8年（2026年）6月30日現在

※本日、11時に県庁本館及び新館ロビー、県内各保健所等に注意報発令の懸垂幕を掲示します。

[熊本県ホームページにも掲載しています]

- ・食中毒注意報を発令しました！

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/30/269681.html>

- ・熱中症特別警戒アラートについて

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/44/210946.html>

【問合せ先】

熊本県健康福祉部健康危機管理課

食品乳肉衛生班 奥田、松本

電話:096-333-2247 内線(33169、33168)

熊本県食中毒注意報等発令要領

公衛第1129号

昭和51年（1976年）6月8日

平成19年（2008年）7月13日一部改正

平成31年（2019年）4月19日一部改正

令和5年（2023年）3月31日一部改正

1 目的

細菌性食中毒（以下「食中毒」という。）の多発が予想される夏期等において、食中毒注意報又は警報（以下「注意報等」という。）を発令し、県民及び食品関係営業者に対して食品の取扱いや食品衛生に対する注意を喚起することにより、食中毒を未然に防止するとともに、食品衛生意識の向上を図ることを目的とする。

2 発令者

熊本県健康福祉部長

3 発令の対象期間

原則として毎年6月1日から9月30日までの期間とする。

4 注意報等の発令

熊本県健康福祉部長は、次に定める発令基準のいずれかに該当した場合、注意報等を発令する。

(1) 発令の基準

ア 注意報の発令

(ア) 6月1日から6月30日まで

気象庁が公表する気象データ（熊本地方）で次の3項目を全て満たす場合。

- ・前日の最低気温が25℃以上
- ・前日の平均湿度が80%以上
- ・当日予報最低気温が25℃以上

(イ) 7月1日から9月30日まで

7月1日（週休日の場合は、直前の金曜日に発令する）。

イ 警報の発令

(ア) 期間中、気象庁が公表する気象データ（熊本地方）で、「週間予報において、7日間連続して最高気温が35℃以上」を満たす場合。

(イ) その他、特に発令する必要があると認められる場合。

(2) 発令の有効期間

ア 注意報の有効期間は、9月30日までとし、その後は自動的に解除するものとする。ただし、注意報発令中に警報を発令する場合は、注意報が警報に切替わるもの

とし、9月30日までに警報を解除する場合は、自動的に注意報に切替わるものとする。

イ 警報の有効期間は発令日から7日間とし、その後は自動的に解除するものとする。ただし、警報の発令日から8日目の最高気温が35℃以上の場合は発令を継続し、その後初めて35℃を下回った日に自動解除するものとする。なお、発令期間が10月に及ぶ場合、当該発令日から7日間まで継続し、その後は自動解除するものとする。

5 発令時の連絡及び周知方法

熊本県健康危機管理課は、注意報等の発令と同時に、県内全市町村、県広報グループ、各保健所、熊本市保健所、報道機関及び一般社団法人熊本県食品衛生協会等に発令日時を通知するものとする。

6 発令時の措置

注意報等発令時は、県民及び食品関係業者に対して食中毒防止に関する広報活動を行い、併せて各保健所に立看板を設置するものとする。

7 気象条件の調査について

発令に必要な気象条件（気温、湿度等）の調査、確認については、熊本県健康危機管理課で行うものとする。

8 気象条件調査の記録保持について

調査した気象条件を記録したものを1年間保存する。